

報告第一号

令和八年第二回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和三十五年大分県教育委員会規則第五号）第三条第一項の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理し処分したので、同条第二項の規定により報告する。

令和八年六月十二日提出

大分県教育委員会教育長 山田雅文

財 第 142 号
令和8年5月25日

大分県教育委員会
教育長 山田 雅文 殿

大分県知事 佐藤 樹一郎

議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 議案名
 - ・大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について
- 2 議案提出県議会
 - 令和8年第2回定例会

教委教改第253号
令和8年5月26日

大分県知事 佐藤樹一郎 殿

大分県教育委員会
教育長 山田雅文

議案に対する教育委員会の意見について（回答）

令和8年5月25日付け財第142号で照会のあった上記のことについて、
下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに異議ありません。